

## 檀原市社会福祉協議会ホームページ広告掲載取扱要綱

制定 令和6年7月16日告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、檀原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）のホームページ（以下「本会ホームページ」という。）に有料で広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある広告（当該広告からリンク先として指定されたホームページの内容を含む。）は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観又は風致を害するもの
- (9) 本会が当該広告の内容を推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (11) 本会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (12) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (13) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと会長が認めるもの

(規制業種又は事業者等)

第3条 次に掲げる業種又は事業者に該当するものの広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの及び類似の業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種
- (3) たばこに関する業種

- (4) ギャンブルに関する業種
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更正手続中の事業者
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体
- (8) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本会の社会的信頼性及び公平性を損なうおそれがあると会長が認める業種又は事業者  
(有料広告の種類及び規格)

第4条 本会ホームページに掲載する広告（以下「有料広告」という。）は、バナー広告とする。

2 有料広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさは、縦80ピクセル、横256ピクセルであること。
- (2) 容量は、100KB以内であること。
- (3) データ形式は、GIF（アニメーションであるものを除く。）、JPG又はPNGであること。

(有料広告の掲載位置及び枠数)

第5条 有料広告の掲載は、本会ホームページのトップページとし、その位置は、会長が指定するものとする。

2 有料広告の枠数は、6枠とする。

(有料広告の掲載期間及び掲載料)

第6条 有料広告の掲載期間は、1年とする。

2 有料広告の掲載料は、30,000円とする。

3 会長は、第1項の規定にかかわらず、特に認める場合は、有料広告の掲載期間を短縮することができる。この場合において、掲載料は、前項の金額を掲載月数に応じて按分して得た額とする。

(申込み)

第7条 有料広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、有料広告掲載申込書

(様式第1号)に有料広告の原稿その他の必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

(掲載の決定)

第8条 会長は、前条の規定による申込みがあったときは、第2条の基準により審査するとともに、広告主が第3条各号に該当しないかを確認し、有料広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 会長は、前項の掲載の可否を決定したときは、有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により、広告主に通知するものとする。この場合において、会長は、当該有料広告の内容について補正等の条件を付することができる。

3 会長は、本会ホームページの編集上若しくは事務上において支障がある場合又は特に必要があると認める場合は、有料広告の掲載の決定を取り消し、掲載を取りやめること(既に掲載している有料広告の掲載の中止を含む。)ができる。

(掲載料の納入等)

第9条 有料広告の掲載の決定を受けた広告主は、会長が指定する期日までに掲載料を納入しなければならない。

2 会長は、前条第3項の規定により有料広告の掲載を取りやめた場合において、既に掲載料が納入されているときは、これを返還するものとする。

(損害賠償等)

第10条 有料広告の内容に関する責任(第三者に対する賠償責任を含む。)は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、有料広告が本会又は第三者に対して損害を及ぼすことがないように適切に管理しなければならない。

3 会長は、有料広告の掲載の取りやめにより発生した広告主の損害については、賠償の責任を負わない。

4 有料広告の原稿の作成に要する費用については、広告主が負担するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (令和6年7月16日告示第9号)

この要綱は、令和6年8月1日から実施する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）

社会福祉法人 檀原市社会福祉協議会  
会長

（広告主）

所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

### 有料広告掲載申込書

檀原市社会福祉協議会ホームページ広告掲載取扱要綱第7条の規定により、下記のとおり  
申し込みます。

なお、申込みに当たっては、同要綱の規定を遵守します。

#### 記

掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで	
業種		
事業内容		
リンク先 URL		
連絡先	担当者部署・氏名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	

様式第2号（第8条関係）

檀社協第 号  
年 月 日

（広告主）

所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

社会福祉法人 檀原市社会福祉協議会  
会 長

### 有料広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みがありました広告の掲載については、下記のとおり決定しましたので、檀原市社会福祉協議会ホームページ広告掲載取扱要綱第8条の規定により、通知します。

#### 記

- 1 決定区分  掲載する  
 掲載しない  
(理由)

2 掲載内容

3 掲載期間

4 その他（条件）